

別表第1（第6条関係）

点検項目		点検方法	判定方法
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置について目視により確認すること。	設備から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。 ただし、火花を生ずる設備・放電加工機を除く。
	火を使用する設備等	設備の管理の状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	1 設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。 ただし、掘りごたつ及びいろりを除く。 2 厨房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。
	火を使用する器具等	器具の取扱いについて関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	1 器具から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に、炭化状態が見られないこと。 2 不燃性の床上又は台上で使用していること。

	火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	<p>1 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（昭和51年条例第5号。以下「火災予防条例」という。）に基づき火の使用に関する制限がされている場所（以下「禁止場所」という。）において、喫煙し、裸火を使用し又は火災予防上危険な物品の持ち込み（以下「禁止行為」という。）を行っているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には、火災予防条例で定める標識が設置されているか目視により確認すること。</p> <p>3 喫煙が全面的に禁止されている防火対象物には、全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と定める措置が行われているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p> <p>4 3以外の防火対象物には、適当な数の吸殻容器を設置した喫煙所を設け、火災予防条例で定める標識の設置等について目視により確認すること。</p> <p>5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>1 禁止場所において、禁止行為が行われないよう措置されていること。</p> <p>※ 消防署長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、解除承認等書類により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には、火災予防条例に定める標識が設置されていること。</p> <p>3 喫煙が全面的に禁止されている防火対象物について、「禁煙」と表示した標識の設置その他の全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。</p> <p>4 3以外の防火対象物について、吸殻容器を設置した喫煙所が設けられ、火災予防条例で定める標識が設置されていること。</p> <p>5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。</p>
--	-------------	--------	---	--

	がん 具用 煙火 の 制 限	がん具用煙火を火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）で定める数量の5分の1以上取り扱っている場合は、貯蔵又は取扱いの状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	ふたのある不燃性の容器に入れるか、防災処理したおおいをしていること。
--	-------------------------------	---	------------------------------------

備考

- 1 点検の対象とする火を使用する設備等は、炉・ふろがま・温風暖房機・厨房設備・ボイラー・ストーブ・壁付暖炉・乾燥設備・サウナ設備・簡易湯沸設備・給湯湯沸設備・掘りごたつ及びいろり・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機とすること。
- 2 点検の対象とする火を使用する器具等は、液体燃料を使用する器具・固体燃料を使用する器具・気体燃料を使用する器具・電気を熱源とする器具・使用に際し火災の発生のおそれのある器具とすること。
- 3 火災予防条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に関する制限等の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- 4 届け出を要する火を使用する設備等を設置している場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。